

兵庫県版

# 日本の息吹

# 賀正

《神戸支部設立総会》

神戸支部



版 第一九四・一九五合併号 平成二九年(皇紀二六七七年)  
 一二月三日発行 日本会議兵庫県本部事務局  
 六五〇・〇〇一五 神戸市中央区多聞通三・一・一  
 兵庫県神社庁内 (〇七八・三四一・一一四五)  
 兵 庫 版  
 H P <https://www.nipponkaigyogo.org/>  
 メール [nipponkaigyogo@gmail.com](mailto:nipponkaigyogo@gmail.com)



平成二九年一月九日(土)  
 一五時、楠公会館(湊川神社、神戸市)「菊水の間」にて日本会議兵庫神戸支部設立総会及び記念講演を行った。

会場は、総会が約八〇名、講演会では用意した二〇〇名分がほぼ満席となった。兵庫としては他の支部が順調に設立される中、神戸だけは本部が神戸支部を兼ねる状態が続いていた。今日まで、地域性の全く異なる兵庫の統括機能と県全体で実施すべき行事に神戸の特性が埋没してきた観があったが、今回の神戸支部発足で神戸らしさを前面に打ち出した活動が展開できるようになった。

日本会議兵庫としては、垣田宗彦湊川神社宮司の支部長御就任で、大楠公、小楠公の不屈の精神で戦い抜く姿勢が一層明確化されたように感じる。

### 【第一部 設立総会】

開会の辞、国旗敬礼・皇居遥拝、国歌斉唱、日本会議綱領唱



### 【第一部 記念公演会】

和、支部長挨拶、来賓紹介、来賓祝辞、祝電披露、経過説明、活動方針発表、宣言文、聖寿万歳と続き、予定通り終了した。

演題を『緊迫する半島情勢と日本の課題』と称して、西岡力先生(麗澤大学客員教授、公益財団法人モラロジー研究所歴史研究室長)より御講演頂いた。「今日の我が国を取り巻く環境は戦後最も厳しい」とのご趣旨の講演であった。

## 《 12月22日以降の日本会議兵庫関連団体の主な催物 》

- 12月23日(土)8時半～日本会議兵庫中・西播磨支部 姫路護國神社清掃奉仕活動
- 2月11日(日)建国記念の日を祝う会(神戸、姫路) (記念講演;講師未定)  
 (神戸会場)13:30兵庫県民会館パルテホール(開場12:45)[構成;講演会・式典・パレード]  
 (姫路会場) (記念講演;講師未定)  
 未定部分は、決定次第最新号でお知らせいたします。

# 《学習会》

## 西宮・芦屋支部



変解りやすく、丁寧に講演いただきました。参加者の方からも、「続きをもっと聞きたい。」との感想もあつた程で、支部の学習会で引き続き、お呼びしたく考えております。

### 【島由紀夫・森田必勝

#### 両烈士追悼祭】

平成二九年十一月二五日(土) 一三時三〇分、長田神社(神戸市)にて、三島由紀夫・森田必勝両烈士追悼祭が行われました。また、百地章先生の御講演が『三島由紀夫夫夫と憲法改正』と題して行われました。(以降、百地章先生の資料から概要を抜粋・要約。元は当日配布済。)

#### 1、三島由紀夫氏の天皇論・国家論・憲法改正論

- (1) 三島義拳当時の想い出
  - (2) 三島由紀夫氏の天皇論
  - (3) 三島由紀夫氏の「国家論」
  - (4) 三島由紀夫氏の憲法改正論
- 2、憲法改正に向けて
- (1) 緊急事態条項について

#### ① 大規模テロの恐れ

#### ② 大規模自然災害と国家緊急事態

#### ③ 「緊急事態条項」とは？

#### ④ 速やかに憲法を改正し、緊急事態条項を

#### ⑤ 緊急事態条項(憲法改正私案)

#### (2) 第9条一防衛・安全保障問題

#### ① 第9条2項について

#### ・ 第9条1項の「平和主義」は堅持(改正しない)

憲法第9条2項のもとでは、自衛隊は、実態は軍隊だが、法制度上「軍隊」でなく「警察」↓「軍隊」としなければ侵略を阻止できない

#### ② 軍隊と警察の違いは？

#### (一) 「軍隊の権限」は「ネガティブ・リスト」方式

③ 現在の自衛隊法の下では、外国から「武力攻撃」があつた場合しか対処できない

#### ・ 憲法9条2項を改正して、自衛隊を「軍隊」に

#### ④ ・ 9条1項、2項には手を加えず、「自衛隊の保持」を明記

#### (E) 改正私案「改憲草案作りを粛々と進め」

#### ・ 9条の2

「前条〔9条〕の下に、わが国の平和と独立を守り、国際平

和活動に協力するため、自衛隊を保持する。その組織及び権限等は、法律で定める」

#### (三) 新9条改正論の「狙い」

・ 本来なら、9条2項を改正↓しかし、それでは何も動かない。

↓「目標」に向かつてまず「第一歩」を踏み出すしかない

・ 「自衛隊の保持」を憲法に明記することによって、違憲論の余地を無くすだけでなく、その正当性を明らかにする。

・ 「自衛隊の保持」とその「目的」を憲法に明記することによって、自衛隊に荣誉を、そして自衛官に誇りを与え、社会的地位を高める

・ 憲法に「自分たちの国は自分たちで守る」という国民の決意を表明

(マ) 期待される「効果」

・ 自衛隊の「権限」は変わらないが、その「地位」は間違いなく改善・上

・ 例、統合幕僚長以下、三幕僚長を「認証官」に、「栄典」「賞恤金」等の待遇改善・外国防衛駐在官の地位向上、国会での参考人発言権等

・ 自衛官、自衛隊に誇りと荣誉を与えることは喫緊の急務。